１大雪対応（災害対応）の教訓について

日本の災害対応は、市町村が主に対応することが法体系の基本になっています。米国のように災害発生時には国がトップダウンで対処することにはなっていません。現状の法体系では、市町村が災害により大きな被害を受けているにもかかわらず、市町村が復旧復興業務の多くを担わなければなりません。日本の方式は、発災後、綿密な対応ができる一方で市町村の負荷は膨大なものなります。激甚災害が発生した場合は、なお更困難な状況になります。

そこを、都道府県がどう応援するか、他の市町村がどう支援するかが今後の大きな課題です。ただ、その大前提にあるのは、災害対応の主たる担い手である市町村が、できることを責任放棄することなく最大限の努力をしなければならないということです。

私は、今回の大雪対応について、埼玉県の今後の危機管理のあり方を検証するため、埼玉県が自衛隊の撤収要請を行った翌々日の 2/25(火)に、独自に秩父の関係機関に出向き、聞き取り調査を行いました。秩父県土整備事務所、秩父市役所災害対策本部、旧大滝村役場だった秩父市大滝総合支庁、小鹿野町役場の関係者にそれぞれ１時間程度聞き取りをしました。

災害対応は、初動がとても重要です。そこで 2/14 の初動がどうだったのか整理します。埼玉県秩父県土整備事務所では、大雪が降る前日 2/13(金)の段階で大雪に備え業者への準備指示を行い、大雪注意報が出た 2/14(金)9:22 待機班体制を敷き被害情報の収集を始め、時間外を通常の体制に増員し２班 13 名体制で、2/16(日)は対応できる職員 23 名で対応しました。その他、危機管理防災部や他の県出先機関にも待機体制を事前に敷き対処しました。

一方、最も影響の出た秩父市では、2/14(金) 晩に市役所に常駐したのは夜

半まで１名、夜半すぎに２名。ようやく夜が明けて 2/15(土)8:00 に災害対策本部が設置のため８名の職員が市役所に召集された状況と聞き及びます。

災害対策の現場を取り仕切る秩父市の側は、その段階で大混乱に陥っていました。混乱を解消するために自衛隊の力を借りたいとの思いはわかりますが、災害発生時に重要なのは、事態の把握であり、情報収集です。それがままならない状況だからすぐに自衛隊の派遣要請をするのはあまりにも安易だと言わざるをえません。あえて苦言を呈したいと思いますが、秩父市の側が、埼玉県側と同じように大雪警報が出ていた 2/14(金)晩から、禁足令をかけて職員を常住させ、いろいろな準備をしていれば、これほどまでの混乱に陥ることはなかったと考えます。事実、小鹿野町や横瀬町は秩父市とは違った対応でした。2/14 の秩父市の大雪対処の検証は、今後秩父市側がしっかり行っていただくとして、以下、県の側が教訓とすべき点を検証します。

（１）気象予報の精度について

地震と違い、風水害や雪害は、ある程度気象予報により事前の準備が可能です。現在埼玉県は、県内の気象予報を民間の気象予報会社のＡ社に委託しています。他にも、川越、川口、所沢等は市独自に別のＢ社に委託しております。

そこで、今回の 2/14(金)の大雪の際の民間気象予報会社が出した降雪予報データを比較検証しました。

議長にお許しいただきましたので、ボードで説明いたします。県が委託しているＡ社の予報は、予報対象地域として埼玉、東京、千葉、神奈川の１都３県を関東南部と表現し、前日 2/13(木)では予報値を出しておらず、2/14(金)午前 7:00 の段階で今後 24 時間に関東南部では 30～50ｃｍ、2/14(金)17:00 には以

降 24 時間に 20～40ｃｍと予報しました。

一方、Ｂ社の予報は、関東南部といった大ぐくりの予報ではなく、秩父地域という地域限定の予報で既に 2/13(木)16:00 の段階で 50～70ｃｍの予報を、2/14(金)午前 11:00 には 50～70ｃｍ、2/14(金)午後 16:00 には 30～50ｃｍと予報しています。

県が委託しているＡ社の予報は、防災情報システムに自動的に掲載され、ネットを通じて県内市町村にも配信されます。気象について素人の私が見ても、Ａ社の情報に基づき対応の仕方を判断したなら準備はあまくなり、Ｂ社の予報だったら厳重な警戒をしなければならないと認識するのではないでしょうか？

Ａ社の予報は、木曜日は予報値がなく、金曜日は若干多いというイメージです。禁足令をかけるような判断をするのに遅れは生じないでしょうか？2/15 は、土曜日ですので職員は休みです。禁則令をかけるにしても 2/14(金)午前中又は午後の早い段階での予報情報がとても重要な判断材料になります。

近年、気象予報の委託業務は新興企業の参入で、破格の値段で受注する業者が増えています。受注額は、以前の半分以下で、叩き合いの状況です。気象予報の業務委託は、情報の質は問われず、言葉は悪いのですが、予報が当たっていようが間違っていようが、精度が良いか悪いかは無関係です。気象予報の内容は、業者によって異なり、細かな地域に分けて個別の予報を提供できるか否かといった対応可能なサービスの内容も違います。

秩父地域の予報をＡ社の予報のように埼玉県を含む１都３県を関東南部として予報を出す様な状況でいいのか？違和感を持つのは私だけでしょうか？

気象予報の委託業務は、安かろう悪かろうではだめだと思います。人の命を守るための情報を買い叩いては、命を軽んずることになると思うからです。

そこで質問です、「防災気象情報提供業務委託」の平成２６年度業務の発注仕様書では、異常気象時の臨時予報についてはほとんど取り決めがありません。埼玉県内を「北部、南部、秩父」の三つの地区に分けて臨時予報を作成するようにすべきだと思いますが、危機管理防災部長に今後の方針について伺います。

（２）積雪深計の設置について

現在、積雪の深さを計る「積雪深計」は、埼玉県内に気象庁が保有する、熊谷地方気象台に１台と秩父市街地に１台の計２台が設置されているだけです。今回、孤立化した地域が多かった旧大滝村では秩父市街地よりも更に深い積雪でした。正確なデータではありませんが、積雪の高さが人の背丈よりも高かった場所があると聞きます。

気象関係者によると、その時の気象状況にもよりますが、秩父地域は地形的に積雪が深くなりやすい地形の様です。

そこで危機管理防災部長に質問いたします。秩父地域が大雪に対して的確な対応をするためには、何よりも正確な気象データ、特に積雪の深さを計る「積雪深計」を、旧大滝村にも設置する必要があると思いますが、いかがでしょうか？

（３）地域振興センターと地域防災幹の役割について

雪国の大雪対策では、幹線道路に融雪装置が設置され、除雪車両が的確に配置され、各個人宅においても大雪になる前に適宜雪かきを行うことで、大雪の時でもさしたる混乱なく対処をしています。この３つの対応のうち残念ながら

今回の埼玉県は一つも対応できていなかったものと思います。ただ、何十年に一度降る大雪のために融雪装置を多数設置したり、除雪車を多数購入することは決して合理的ではありません。

次回県内に大雪が降った場合、行政としては除雪を行う対応をスピーディに行うこと、各家庭では自宅前の除雪を早い段階で行うこと、などが求められます。

災害対応で重要なのは、まず最初に災害発生場所の事態把握です。県は、出先事務所を多数持っていますが、災害発生時は地域振興センターが地域出先機関を統括し情報収集その他支援業務の窓口となりますし、今回大活躍した県土整備事務所は、道路や河川の情報収集と復旧が担当だと認識しています。

特に、市町村が災害で混乱に陥った時に都道府県がどのようにフォローするのか、とても重要な課題です。今回、混乱に陥った秩父市について県として独自の情報収集ができたのか、一義的には市町村の業務であるものの情報収集をフォローしたり、その他の業務フォローが出来なかったのか？しっかりと検証していただきたいと思います。

私のヒアリングでは、県が今回も「防災情報システム」を使って危機管理を行ったが、地元自治体は業務が手一杯でパソコンに入力することも十分にできなかったとの意見があります。たとえば、このような業務補助を県が担えないのかということです。例えば、県の出先としては全庁の出先すなわち企画財政部の出先として「地域振興センター」があります。そこには「地域防災幹」が配置されています。この「地域防災幹」が、今回積極的に地域にコミットしてもよかったのではないかと思います。もちろん地域振興センターに配置されている職員はその地域が出身地ではなく即座に対応することは物理的に難しい状況であることも認識しています。いずれにせよ出先のとりまとめは、県土整

備事務所ではなく、地域振興センターですので、今後の課題として地域振興センターの位置づけ、地域防災幹の位置づけを明確にしておかなければなりません。知事に伺います。大災害時には、市町村に対して、県が積極的に支援をする体制を考えなければなりませんが、その際に地域振興センターや副所長格の地域防災幹をどのように機能させるのか、お伺いします。

２帰宅困難者に対する帰宅経路情報の提供について

　先頃、国土交通省は「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、地域指定を行いました。埼玉県民の帰宅経路にあたる東京都北区や荒川区、足立区等でかなりの地域が指定されました。

　東京都が改定した東京湾北部直下地震の被害想定では、東京都北区、足立区、荒川区、葛飾区など、火災の延焼率が３０～４０％を超える区市町村がかなりあります。

　また東京都が改定した「第７回地震に関する地域危険度調査」でも同様の分析結果が得られています。

　議長にお許しをいただきましたのでボードで説明いたします。

　東京都の地域危険度調査では、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度、災害時活動困難度を設定、それぞれの危険度について５つのランク付けをしています。このボードはその内の総合危険度を表していますが、赤がランク５、赤の度合いが薄くなると危険度は下がります。

　この地域指定した場所を地図で見て、背筋が凍りつきました。県内の大動脈の一つである国道１２２号線の延長上にある都内の国道１２２号線は、正に「地震時等に著しく危険な密集市街地」のど真ん中を突っ切ることになります。

想定通りの被害が発生した場合、この道路を使えば火に囲まれる危険性があります。

荒川を渡る主要国道では、帰宅困難者が橋に集中します。人が集中する橋周辺に火災が発生していれば、帰宅困難者は火に囲まれる可能性が高くなります。その時の状況にもよりますが、このような道を帰宅経路にすることは危険極まりないことです。これは、国道１２２号線と新荒川大橋の関係の他にも、国道１７号線と戸田橋の関係、新大宮バイパスと笹目橋の関係、国道４号線と足立区内の荒川に架かる各河川橋梁の関係も同じです。甚大な被害が出ることが予想されるこの密集市街地だけでなく、東京都策定の地震被害想定ではそれ以外にも危険とされる火災発生危険箇所が数多く存在します。また、これらの橋梁が一つでも落ちてしまったら、事態は更に悪化します。

平成２４年に埼玉県は、帰宅困難者推計調査を行いました。個人情報を厳守する条件で、埼玉県内において NTT ドコモの携帯端末を使用している方の GPS を使い６０日間にわたり追跡調査し、生活動線を把握しました。分析結果から、県内で発生する帰宅困難者数、県内主要５駅の帰宅困難者数、県外にいる埼玉県民の人数、徒歩帰宅シミュレーションを行いました。

その結果、埼玉県民約７２０万人の内、平日１２時で最大１３６万人が東京都に滞在しており、そのうち８８万人の方が東京２３区に滞在、こうした方々が帰宅困難者になる可能性が高いことがわかりました。

さらに私は、この調査結果を裏付けるため東京都市圏交通計画協議会が行っているパーソントリップ調査と比較しました。

パーソントリップ調査は、「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなどを調べるものです。この調査は、昭和 43 年度に初の大規模アンケート調査を行って以来、10 年毎に実

施、既に計５回の調査をしています。調査結果の中には「首都直下地震発災における帰宅行動シミュレーション」もあり参考にしました。これらを比較すると、どのデータにも大きな違いがなく、試算された数値は実数に近いものだと捉えました。

東京に出勤している１３６万人の埼玉県民を、災害時にいかに安全に徒歩帰宅していただくのか。埼玉県にとって、とてつもなく重要な課題だと考えます。

そのためには、災害時の帰宅困難者向けの帰宅経路の２次災害の情報提供を、特に火に囲まれないようにするための火災の情報をリアルタイムで提供する必要があります。

帰宅困難者対策は、帰宅者を支援する政策から一斉帰宅抑制を働きかける政策にシフトしています。東京都をはじめ首都圏では、企業などに施設内待機等の一斉帰宅の抑制を行う条例を制定しました。東日本大震災においては首都圏が震源地ではなく、また首都圏に人的被害が少ない状況が容易に把握できたことから一斉帰宅抑制の一定の効果が出ました。

しかし、首都圏が巨大地震の震源地になった場合、多くの犠牲者が発生する可能性が高く、家族の安否を気遣う人が多数発生します。通信手段が寸断されている状況では家族の安否が確認できないため、多くの県民の皆さんが即座に徒歩帰宅を始めるのは必至です。一斉帰宅抑制といっても法律や条例等で義務化できるものではありません。

（１）輻輳対策について

一斉帰宅抑制を図るためには、家族の安否確認ができなければ帰宅抑制等できるものではありません。そのために必要なのは、固定電話や携帯電話などの

輻輳による通信量の抑制率を減らす必要があります。輻輳に対する対策費用の公費助成や輻輳対策のソフト整備を充実させなければなりません。国や通信事業者に何らかの改善策をとるよう働きかける必要があると考えますが、知事にご所見を伺います。

（２）公衆電話の計画的配置について

安否確認で有効な手段は、当たり前のことですが災害用伝言ダイヤルの活用です。ただ、通話ができる環境になければ災害用伝言ダイヤルは意味がなくなります。そこで注目しなければならないのは、公衆電話です。災害時には、公衆電話はお金を入れることなく、また輻輳対策で通信を遮断されることなく通常通りの通話ができます。現在、公衆電話は街中から姿を消していますが、帰宅困難者対策として帰宅経路などに公衆電話を計画的に配置することが必要と考えます。その設置について、県も支援をすべきと考えますが、危機管理防災部長にご所見を伺います。

（３）帰宅困難者向け帰宅経路二次災害情報の提供について

帰宅経路の二次被害を抑制するため、帰宅経路の災害情報をリアルタイムで周知するインフラを整備する必要があります。

まず、帰宅困難者の情報入手手段の多くが携帯であるため、緊急エリアメール、ワンセグなどによるデータ放送、ホームページ、ブログ、フェースブック、ツイッター等を活用することが肝要です。私の提案から、ワンセグによるデータ放送や、ツイッターアラートなどを構築していただきましたが、更に努力し

ていただきたいと思います。

　また、携帯がつながらないことも想定し、ＪＲやコンビニ、帰宅困難者ステーション等でも情報提供を図る必要があります。

　そして情報提供する内容は、帰宅経路の火災発生情報、河川橋梁が落橋した時の情報、避難所情報等があげられます。特に、河川橋梁については県管轄以外の橋梁も含みます。

　これらの情報発信を、一元的に扱う機関や担当が必要だと思います。さまざまな情報ツールに火災や落橋の状況などが一元的に発信されていないと、帰宅困難者にとってはそれこそ情報収集困難者にもなってしまいます。

　この情報を欲しているのは埼玉県民だけでなく神奈川県民や千葉県民にも同じことが言えます。１都３県で取り組めないか？また国が対応できないか？知事にリーダーシップを発揮していただき、仕組みづくりの先鞭をつけていただきたいと思いますがいかがでしょうか？

３地元の設備・電気工事業者育成、保護のための発注について

　平成 25 年 2 月定例県議会・予算特別委員会において、私は、下水道事業において大手電機メーカがほぼ独占する形で受注していた大規模な電気工事について、県内電気工事業者の元請け受注を促進するために技術修得型 JV 発注や分離発注を推進する旨の質問をさせていただき、平成２５年度工事では、技術習得型ＪＶ案件が新設工事において２件発注されたようです。前向きな取組みを評価したいと思いますが、建設から維持管理へと移行していくなかで、新設工事が減り、今後、改修・改良工事が中心となっていくことが予想されます。下水道事業における電気の改修・改良工事の並びに新規大型案件の県内電気工

事業者の受注機会の拡大に向けた取組み方針を、下水道事業管理者にお伺いいたします。

今回の質問は、地元の設備・電気工事業者保護のため発注のあり方を質問いたします。

設備や電気工事の分野は、土木や建築などの分野の工事と工事の取り合いという点で密接に関係しますし、それら発注工事の不備による影響をもろに受けてしまう側面があります。また、それらの工事の目途がたたないと工事が進められない側面もあります。

地元の設備・電気工事業者が元請け受注する頻度が高い改修・改良工事は、新設工事よりも設計や施工を行う上でクリアしなければいけない条件が複雑であり、事前の設計の精度が悪いと、施工時の工期や施工金額にかなりの影響が出ることは必至です。

実際に、設備・電気工事の着手時期になっても設計内容が確定せず施工図が作成できなかったり、設計図書の不備・不明確による再度の現地調査や施工中の設計変更が必要になるなど、受注業者に足かせになっているケースがあります。

また、既設工事の調査が不十分で、現場確認をすると設計図との相違が多く、発注仕様書に記載されている内容が抽象的でどうとでもとれるような玉虫色の記載になっている案件もあります。

発注者側の設計ミスによる追加工事やサービス工事は、落札率が下がっている現下の状況において、業者の負担は大きなものになります。特に、受注者側は次の受注を考えると、このような発注者側のミスに起因する追加工事やサービス工事などに対してそれこそ「泣き寝入り」になるようなケースもあります。

発注者側のミスは、設計者のミス、設計を担当した職員の人事考課に直結す

るので、なかなか発注後の契約金額の変更を認めることはなく、業者側も次の案件などの入札などを考慮して、追加部分を飲まざるを得ないケースもあると聞きます。これは設備や電気工事だけの話ではありません。具体的な工事案件を挙げて指摘をすることはいたしませんが、私も、実際に業者からのクレームを受けてこれはひどいのではないかと抗議をしたことが何件かございます。

そこで質問をいたします。まず、設備や電気工事の改良・改修工事において、設計委託をする場合、設計のための調査費用は標準的な積算基準に基づき率で計算して調査費用を計上するケースがほどんとで、積上げによるものは少ない状況と聞きます。その結果、数万円程度しか調査費が計上できず設計が不十分になるケースがある様です。その設計をもとに工事が発注された場合、発注金額が小さな工事案件は、工事の変更や追加があった場合、吸収できる糊代が少ないため影響が出やすいといえます。設備や電気工事の改良・改修工事において設計に関わる調査費用をどのように考慮しているのか？比較的小規模な工事発注案件が多い、都市整備部長にお伺いします。

ちなみに、先ほど私が抗議したと発言しましたが名誉のため、都市整備部関係の発注案件ではありませんので付言いたします。

私は、県の設計者の能力が落ちているのではないかと危惧します。設計者の能力向上を図る取り組みをしていただくのは当然です。しかし、人間のやることです、間違いは必ずおこります。その間違いを、泣き寝入りで済ませてしまってはいけません。なぜなら、その失敗を教訓として次に生かせないからです。

設計担当者と元請け業者との主従の関係性を考えれば、ものを言いずらい業者の立場を勘案して、追加や変更に対して異議を唱える声をきけるような役所内の第３者の組織に仲裁に入ってもらうような担当をつくり、なおかつ設計担当者の人事考課に影響しないような配慮ができる仕組みをつくるべきだと思

いますが、入札業務を管理する担当の総務部長にお伺いいたします。

４新たな森建設事業について

本事業は、平成２５年９月定例会で、自民党の提案による「新たな森建設についての執行停止を求める決議」が議決され、それを受け執行部として平成２６年度当初予算への計上を見送られています。

わが会派はこの決議に対して、

- 事業内容と事業地の決定に当たっては、進捗に合わせて適宜、県土整備委員会への報告、予算の審議などを通じて議会報告があり、承認されてきている経緯があること
- また、昨年７月には都市計画審議会においても本県 県議会議員８名も委員として参加する中、特に異論なく本事案の承認がなされたこと
- 本決議は「しっかりとした情報が示されない中」それらの議決をしてしまったとしているが、決議の文中で述べられている疑義の根拠は昭和５５年策定の緑のマスタープランで触れられており、プランは県議会図書室で閲覧でき、新たな森の審査過程で、議会や審議会のメンバーもその内容を知り得る状況にあったこと
- 問題となっている公園面積、公園間の距離について、都市部に身近な緑を創出するコンセプトの事業であり、他の広域公園と同様の基準でいいのかという点を考慮する必要があること

などから、決議で示された理由だけでは賛成できない旨の反対討論を行いました。

決議においては、本事業について「適正な状況が確認できるまでの間、執行

の停止を強く求める」とされていますが、今日まで疑義を明らかにするための特段の動きはありません。
今日まで疑義を明らかにするための特段の動きはないのであります。
　執行停止を続ければ、地権者約６０人に対する影響は大きく、いつまでも何もせずにこのまま放置しておく訳にはいかないと考えます。
　新たな森建設事業に対する知事のお考えをお聞かせ頂きたいと思います。

５大宮合同庁舎敷地をさいたま市大宮区役所別館敷地と交換することについて

　本件に関して、さいたま市の清水市長は、現在開会中の市議会６月定例会において県議会の皆様にご理解をいただいて議決を賜りたいと異例のお願いをされたようです。
　私も、万が一議決しないようなことになると、大宮駅東口周辺のまちづくりに大きな影響が出ると考えます。
　また、本議案は大宮区役所の建替えにつながる議案でもあります。大宮区役所の庁舎は昭和４１年に建築され、耐震診断の結果、震度６強の地震で倒壊する可能性があります。大宮区役所の職員は 500 名、一日の来庁者は 700～800 名、これらの人たちの尊い命を守るためにも早く建替えが必要です。
　大宮駅周辺地域は、埼玉県の経済の中心であり、東北や上信越、直近では北陸新幹線が開通し、東日本の玄関口、東日本の顔になる可能性のある地域であり、地元だけでなく、県民や県経済界は土地交換議案の動向について固唾を呑んで見守っています。
　大宮駅西口は、ソニックシティを始めとした新しいまちづくりが進み、あら

たな賑わいが生まれる一方、東口は再開発を行う上で権利関係がかなり複雑だったこともあり４０年以上再開発が止まっていましたが、本議案により、ようやく大きく前に進む可能性が出てきています。

最近になって、中央デパートなどの敷地の再開発や、旧ロフト跡地の商業施設に吉本興業が入るなどの報道を聞き、ようやく動き始めた感があります。

さいたま市の清水市長は、大宮駅東口のまちづくりを進めるためには、まず、大宮区役所を移転させ跡地を再開発事業の「種地」とする必要があり、そのために大宮合同庁舎敷地を活用したいと、県に協力を要請したという経緯があります。

知事は、今回の交換の目的について「さいたま市が行う大宮駅東口周辺の街づくりを大きく進める公共施設再編に協力するため」と説明しています。

そこで、大宮合同庁舎敷地をさいたま市と交換する議案を提案するに至った理由とこの議案に知事が期待していることを伺います。

次に、この土地交換によって大宮合同庁舎に入居している県の機関はどうなるのか、また県の負担はどうなるのか、総務部長に伺います。

以上